# 宮崎市都市計画マスタープラン（改訂案）

【 概 要 版 】

# 序章　都市計画マスタープランの策定にあたって

## ①　目的

本都市計画マスタープランは、都市計画法第１８条の２に基づく**宮崎市の都市計画に関する基本的な方針**であり、以下に示す目的のために策定するものです。

**1　都市（まち）の将来像とそれに至る基本方針等の明示**
宮崎市総合計画などの上位計画並びに関連諸計画との整合を図りつつ、長期的な視点に立った、目指すべき都市（まち）の将来像と、その実現に向けての基本的な考え方、方針等を明示します。

**2　まちづくりに関する住民理解の促進**
計画的な土地利用規制やインフラ整備等に関する都市計画の考え方と意義を示すことによって、地域住民の理解を促します。

**3　各種まちづくりの整合性の確保**
都市計画をはじめとする、まちづくりに関する各種プロジェクト相互の整合を図ります。

**4　都市計画の総合性・一体性の確保**
具体の土地利用、都市施設、市街地開発事業等に関する都市計画決定、変更の指針とします。

## ②　都市計画マスタープランの位置付けと役割

都市計画マスタープランは、上位計画である「第五次宮崎市総合計画」及び宮崎県が定める「宮崎広域都市計画区域マスタープラン」に即し、また、関連する諸計画等との整合を図るとともに、住民の意見を反映させて策定します。

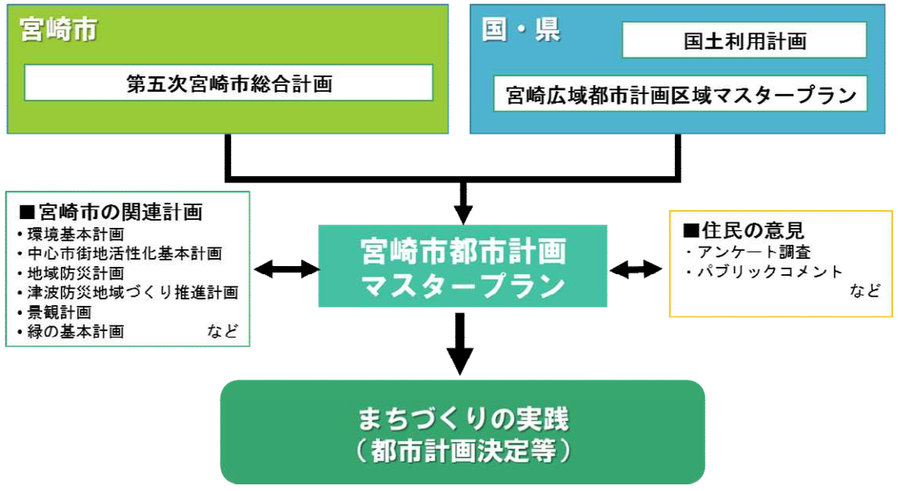


## ③　計画の目標年次

本都市計画マスタープランは、上位計画である「第五次宮崎市総合計画」に合わせて、**2027年度（平成39年度）**を目標年度とします。

## ④　都市計画マスタープランの構成

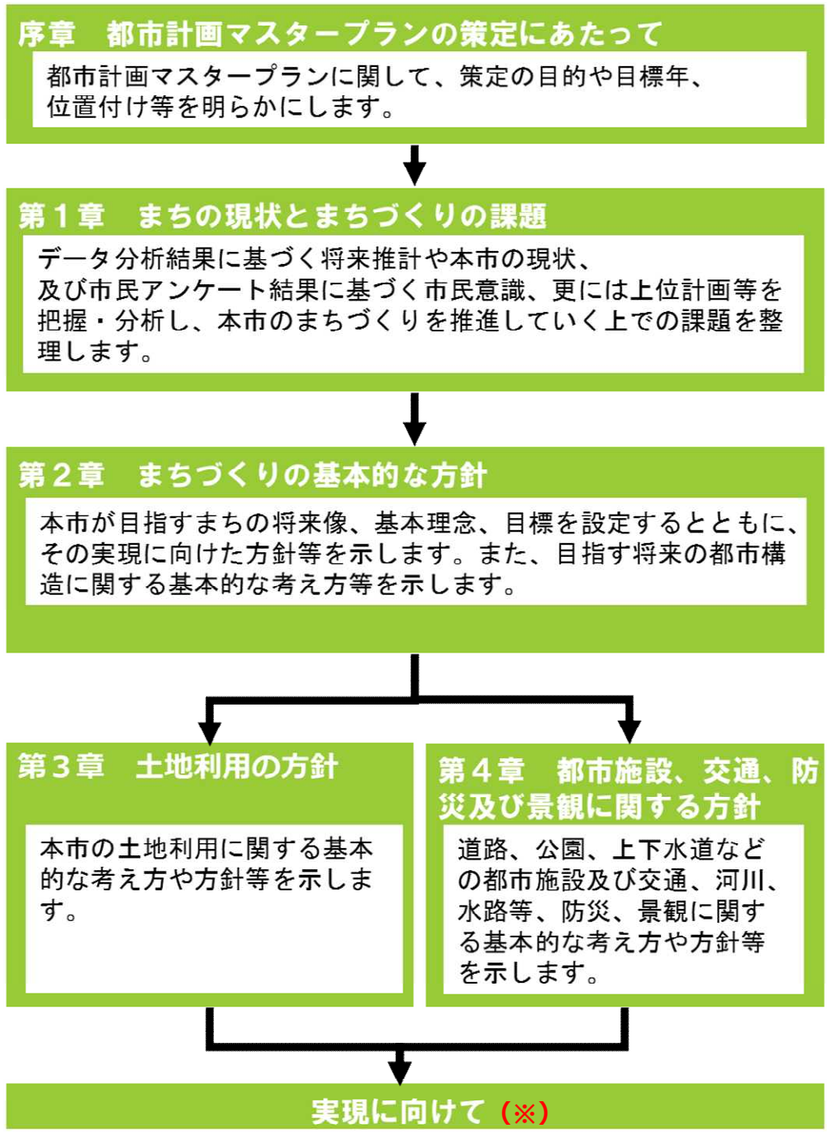


※「あとがき」的な内容であるため省略しています。

# 第１章　まちづくりの課題

## ①宮崎市の人口の推移と将来推計

・市の人口は、増加の一途をたどってきましたが、平成27年をピークに減少に転じています。
・将来人口の推計結果より人口減少傾向が継続します。
・高齢化は、今後も引き続き進展しますが、2045（平成57）年をピークにその後はわずかずつながら改善していくと推計されています。

■人口の推移及び将来人口推計

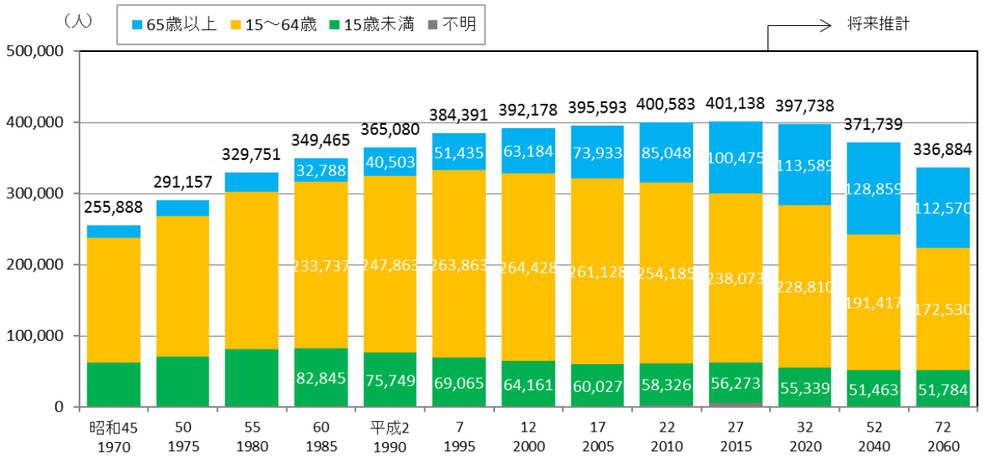


■市全体の年齢3区分別構成割合の推移

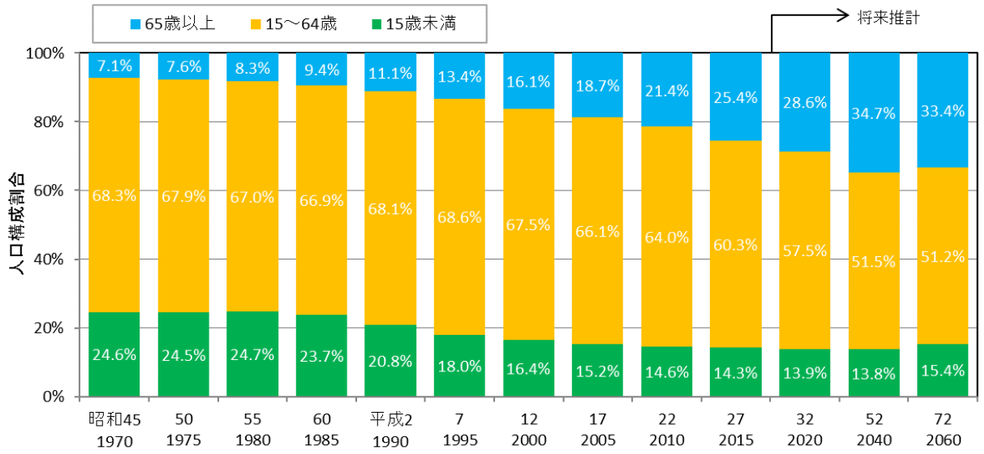


推計値は、「第五次宮崎市総合計画」による

## ②課題の整理

■今後の本市におけるまちづくりの課題は以下のように整理されます。

| | |
|---|---|
| **1. 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり** | ●想定される最大規模の災害を考慮しながら**災害に強いまちづくり**を継続的に推進する必要があります。<br>●医療・福祉、公共交通など、**高齢者の生活を支える各種サービスが、身近な場所で持続的に提供されるまちづくり**を推進する必要があります。<br>●次代を担う**子供たちの安全が確保**され、また、育てる側の**子育てのストレスが少ない都市環境**を整えていく必要があります。<br>●公共施設の総合的・戦略的な維持管理等により、**交通の安全確保や良好な生活環境、行政・住民・福祉サービス等の維持可能なまちづくり**を推進する必要があります。 |
| **2. 多様な都市機能の集約（コンパクト）とネットワークの形成** | ●各種都市機能の郊外拡散を抑制し、**市民の生活の拠点となるべき地域に集約していくとともに、既存ストックの有効活用による経済的・効率的な都市経営により、コンパクトなまちづくり**を推進していく必要があります。<br>●都市機能が集約された各拠点地域については、**道路や公共交通によるネットワークを一層充実・強化**していく必要があります。 |
| **3. 中心市街地など地域経済の活性化** | ●**中心市街地は、様々な都市機能が集積した宮崎市の顔**として、時代や都市環境、社会経済情勢の変化等にも対応した魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。<br>●**市民の定住を促進する安定的な雇用の場の創出とともに、本市の経済的発展を更に推進するまちづくり**が必要です。<br>●**本市の観光資源や「スポーツランドみやざき」の更なるレベルアップ**が必要です。<br>●**それぞれの地域の特色を生かした地域経済の活性化を推進**していく必要があります。<br>●神話の舞台や温暖な気候など、他にはない**本市の強みを生かしたまちづくり**を一層推進していく必要があります。 |
| **4. 市域の均衡ある発展と地域の特色を生かしたまちづくり** | ●旧1市4町を**一体のまちとして、それぞれの特性を生かしたバランスの取れたまちづくり**を推進していく必要があります。<br>●佐土原・田野・高岡・清武地域の中心部は、**都市機能の郊外拡散の抑制と集約を推進**していく必要があります。<br>●**拠点となるべき集落については周辺環境と調和させながら、居住や医療・福祉などの都市機能を維持**していくことが必要です。 |
| **5. 良好な環境の保全と環境負荷の低減** | ●**都市的環境と営農環境の調和**を図っていく必要があります。<br>●**森林や田園環境などの自然的環境を、良好な状態で次世代に継承**していく必要があります。<br>●観光資源ともなっている**海岸や河川空間は、引き続き景観を含めた保全と整備**が必要です。<br>●**交通施策による環境負荷低減の取り組み**が必要です。<br>●**公民連携した緑のまちづくり**の一層の推進が必要です。 |
| **6. 市民参画** | ●**市民や各種団体など多様な主体との協働によるまちづくり**を一層推進する必要があります。 |

# 第２章 まちづくりの基本的な方針

## ① 将来の都市構造

### ◆分析

- 国の「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成26年8月）に沿って、同程度の規模の都市と比較を行ったところ、概ね平均以上の評価結果となっています。
- 医療施設、介護福祉施設が現状のまま永続すると仮定した場合、人口が減少しつつ平成72年（2060年）に至っても、各施設の人口カバー率は概ね現状のまま維持される結果となりました。
- 公共交通も、概ね人口分布に対応したカバー範囲を確保しています。
- 将来人口推計における今後10年間の人口動態にも大きな変化は見られません。

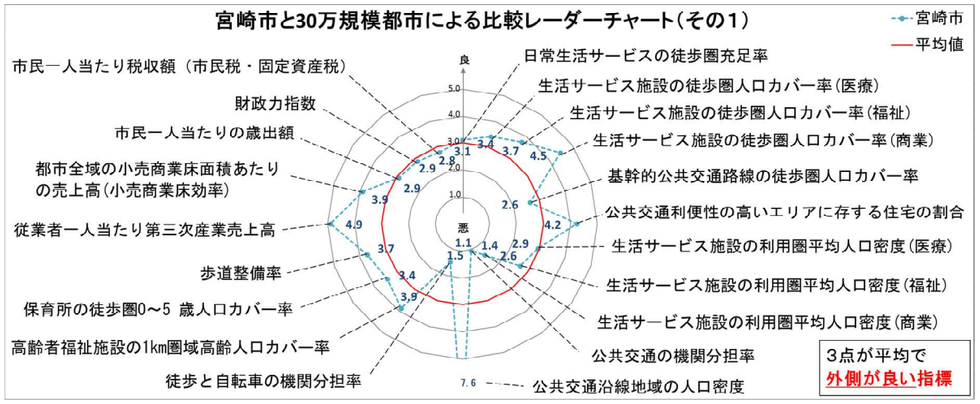


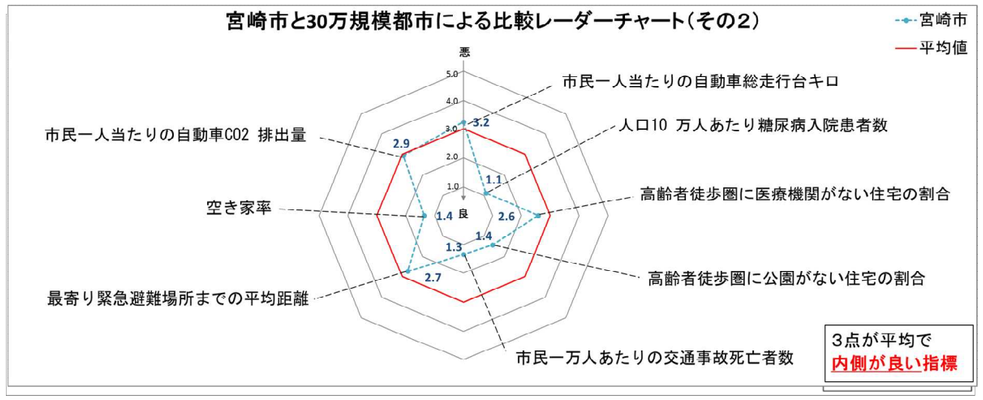


### ◆評価

上記分析結果から、<u>本市はコンパクトな都市構造と評価</u>でき、これまでの目指してきた<u>都市構造を大きく転換する必要はない</u>と判断されることから、<u>これまでの都市計画マスタープランにおける都市構造に関する方針を継承</u>します。

### ◆将来都市構造の基本的な考え方

南九州の中核にふさわしい都市として、居住機能や商業・業務機能、文化・情報機能など、多様な都市機能がコンパクトに集約した「中核拠点」※及び「地域拠点」※を中心に、「文化・歴史」「学術」「観光・リゾート」等の特化した機能を持つ各都市拠点が、道路及び公共交通による都市軸によって広域的に連携することにより、「住み」「働き」「訪れる」が相互に、容易に行えるとともに、想定最大規模の災害が発生しても被害を最小化できる都市構造の実現を目指します。

本市では、この都市構造を<u>「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」</u>と表現し、既存ストックを有効に活用しながら、原則として郊外においては都市構造に大きな影響を与える新たな都市機能の立地を抑制し、多様な都市機能を「中核拠点」※と「地域拠点」※に集約させながら、各種都市拠点と都市軸による都市の骨格形成を基本に、地域の特性や環境等に応じた土地利用のゾーンを設定し、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にした都市構造とします。 （※次ページ参照）

### ◆都市構造の構成要素

| | |
|---|---|
| 都市拠点 | 都市活動や日常生活の中心となる場（点的要素） |
| 都市軸 | 都市の骨格を成す道路や公共交通による動線（線的要素） |
| ゾーン | 概ねの利用区分ごとの土地のまとまり（面的要素） |

## ◇　都市拠点（都市構造図）

| 都市拠点名 | 凡例 | 役割 | 概ねの配置 |
|---|---|---|---|
| ①中核拠点 | | 県の中心 | 中枢となる商業・業務機能が集積した市中心部 |
| ②地域拠点 | | 旧合併地域の中心及び防災の拠点 | 周辺４地域の中心部 |
| ③生活･居住拠点 | | 市街化区域における主要な住宅市街地 | 代表的な住宅市街地 |
| ④集落拠点 | | 郊外の拠点集落 | 旧役場所在地周辺で、市街化調整区域となっている地域 |
| ⑤学術･医療拠点 | | 学術・研究・医療の振興や民間との技術開発、学術・医療と各種市民活動等に関する多様な主体との連携等の拠点、又は高度医療を提供する拠点 | 本市の都市機能上重要な大学及び医療機関を有する地域 |
| ⑥文化･歴史拠点 | | 文化、芸術、芸能等の活動・鑑賞等の拠点として、又は地域固有の歴史的遺産等に関する情報提供等の拠点として、更にはこれらの機能を介した交流の場を提供 | 主要な文化・歴史施設等を有する地域 |
| ⑦観光･リゾート拠点 | | 世界に開かれた観光・リゾートの拠点 | 主要な観光・リゾート地域 |
| ⑧スポーツ･レクリエーション拠点 | | 各種スポーツ大会の開催やプロスポーツキャンプを通じたスポーツの振興や集客・交流機能、又は歴史・文化・自然等を生かしたレジャー機能等により、市内外から訪れる多様な人々に対し、娯楽や憩い、交流等の場を提供 | 主要なスポーツ・レクリエーション施設を有する地域 |
| ⑨物流･工業拠点 | | 広域的な交通結節機能等を生かし、本市の経済的発展や雇用の創出等を牽引する物流・工業適地 | 交通結節点周辺、高速道路IC 周辺及び工場・企業集積地周辺 |
| ⑩レジャー･交流拠点 | | 複合型商業機能を核として、他の都市拠点等との交流を促進 | 複合型商業施設周辺 |
| ⑪防災拠点 | | 大規模自然災害の発生に備え、県下全体の防災に関する指揮命令、情報の収集・発信、避難など、防災上の中枢を担う | 中心市街地周辺 |
| ⑫防災支援拠点 | | 広域的な交通結節機能等を生かし、大規模自然災害の発生に備え、県下全体の速やかな救援・救護、復旧・復興等を支える | 高速道路IC 及び広域幹線道路周辺 |

## ◇　都市軸（都市構造図）

| 都市軸名 | | 凡例 | 役割 | 主な構成路線等 |
|---|---|---|---|---|
| 軸 | 都市形成軸 | | 各地域の中心部や主要な都市拠点間を結ぶ都市の骨格となる軸 | 【南北基幹軸】<br>国道10 号、国道220 号、JR 日豊本線、JR 日南線<br><br>【東西基幹軸】<br>国道10 号、宮崎駅東通線<br><br>【南西基幹軸】<br>国道269 号、JR 日豊本線 |
| 軸 | 広域都市連携軸 | | 広域的に主要都市間を結ぶ軸 | 九州縦貫自動車道宮崎線<br><br>東九州自動車道<br><br>地域高規格道路「宮崎東環状道路」<br>（一ツ葉有料道路、<br>国道219号春田バイパス、<br>国道219号広瀬バイパス） |
| 軸 | 連携強化軸 | | 都市形成軸及び広域都市連携軸を補完し、市西部地区と東部地区との連携・交流や産業の振興等を促進する環状軸 | 県道高岡郡司分線など、<br>複数の県道を主体に<br>一部市道を含めた路線 |
| 軸 | 水と緑の軸 | | 潤いや安らぎ等の環境を提供する水と緑（花）で構成される軸 | 主要な道路・河川、<br>海岸線、公園等 |
| 回廊 | 海の回廊 | | 都市の縁側という概念<br>内側は都市機能の集約を図る都市的空間、その外側は保全的空間として、土地の利用と保全の空間構成を明確化するもの | 【海側の環状道路軸】<br>一ツ葉有料道路が主体 |
| 回廊 | 山の回廊 | | | 【山側の、環状道路軸】<br>宮崎西部環状線が主体 |

## ◇　ゾーン（都市構造図）

| 土地利用区分 | | ゾーン名 | 凡例 | ゾーン特性 | 概ねの配置 |
|---|---|---|---|---|---|
| 都市的土地利用地区 | 住居系土地利用 | 都市型住宅地区 | | 都市型居住機能を中心とした居住ゾーン | 市中心部周辺 |
| | | 近郊型住宅地区 | | 近郊型居住機能を中心とした居住ゾーン | 大宮・住吉・檍・大塚・赤江・本郷の各地区<br>宮崎地域の郊外大型団地周辺<br>佐土原・清武地域の各中心部 |
| | | 郊外型住宅地区 | | 郊外型居住機能を中心とした居住ゾーン | 佐土原町下田島地区の中心部<br>田野・高岡地域の各中心部 |
| | 商業・業務系土地利用 | 高次商業・業務地区 | | 高次商業・業務機能を中心とした商業・業務ゾーン | 市中心部 |
| | | 商業・業務地区 | ※ | 地域商業・業務機能を中心とした商業・業務ゾーン | 商業系用途地域が設定されている旧合併地域の中心部 |
| | | 複合サービス地区 | ※ | 幹線道路沿道に形成された商業・業務機能と居住機能が混在する複合的なサービスゾーン | 旧国道１０号沿線地区<br>（花ヶ島地区・大塚地区等）<br>旧国道２６９号沿線地区<br>（清武町加納地区等）<br>県道中村木崎線沿線地区<br>（大字恒久・田吉地区等）<br>宮崎駅東通線沿線地区<br>（東部第二地区等） |
| | 物流・工業系土地利用 | 物流・工業地区 | | 広域物流・工業機能又は先導的物流・工業機能を有する物流・工業ゾーン | 宮崎港・宮崎空港の各周辺<br>高速道路IC周辺<br>その他の企業集積地周辺 |
| | 学術・医療系土地利用 | 学術・医療地区 | ※ | 高度な学術・医療機能を有する学術・医療ゾーン | 宮崎学園都市周辺 |
| 自然的土地利用地区 | 自然系土地利用 | 保全地区 | ※ | 自然的環境を保全する保全ゾーン | 都市的土地利用地区以外の地区 |
| | | 公園緑地地区 | ※ | 公園・緑地ゾーン | 主要な公園や緑地 |
| | | 保全系緑地地区 | ※ | 森林を主体としたゾーン | 森林地域、中山間地域 |
| | | 生産系緑地地区 | ※ | 農地を主体としたゾーン | 主に優良農地 |

※「将来の都市のイメージ図」（P6）に図示

■将来の都市構造図

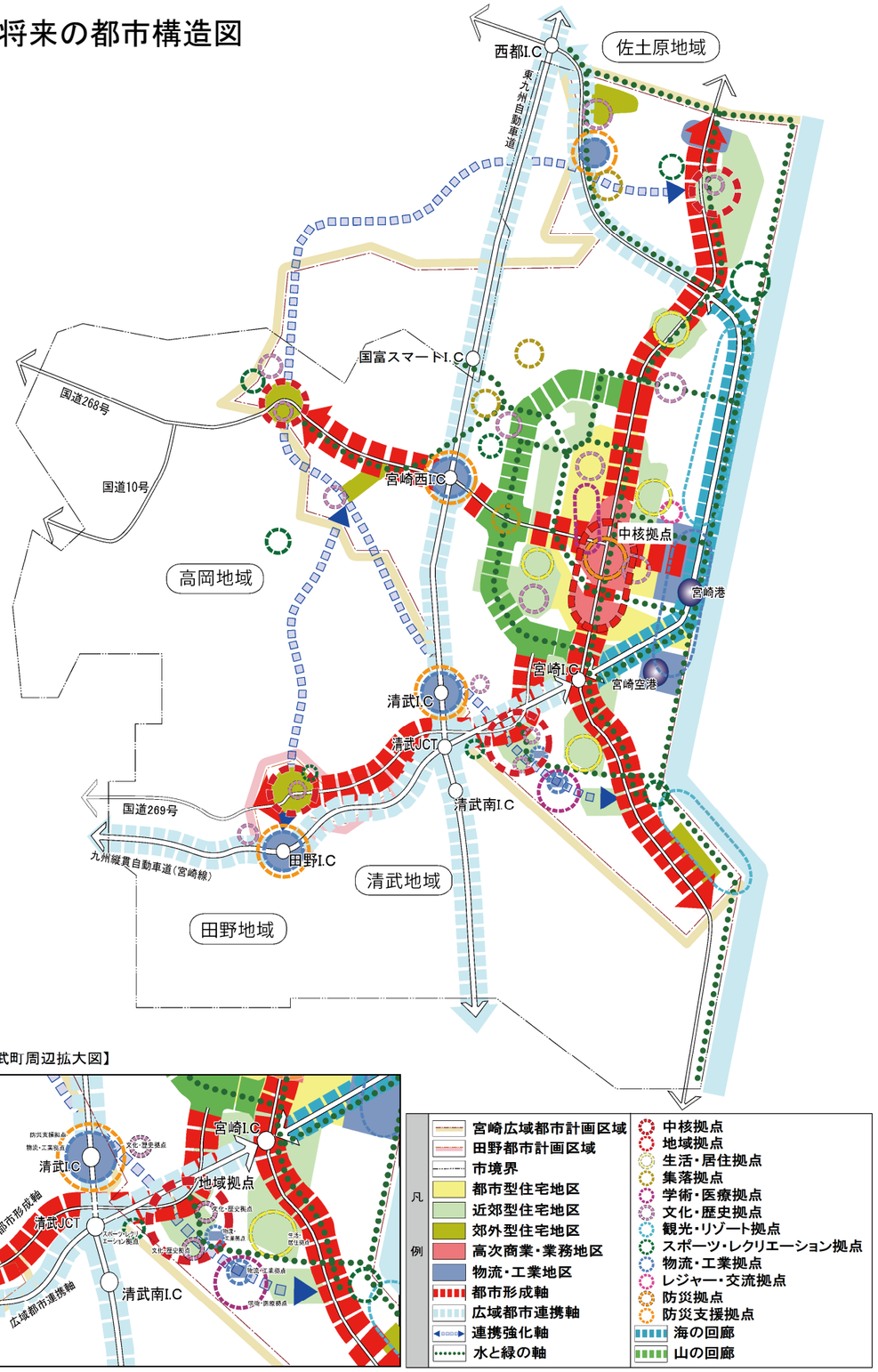

## ◆将来の都市のイメージ図

P5の「将来の都市構造図」をわかりやすく示したものです。

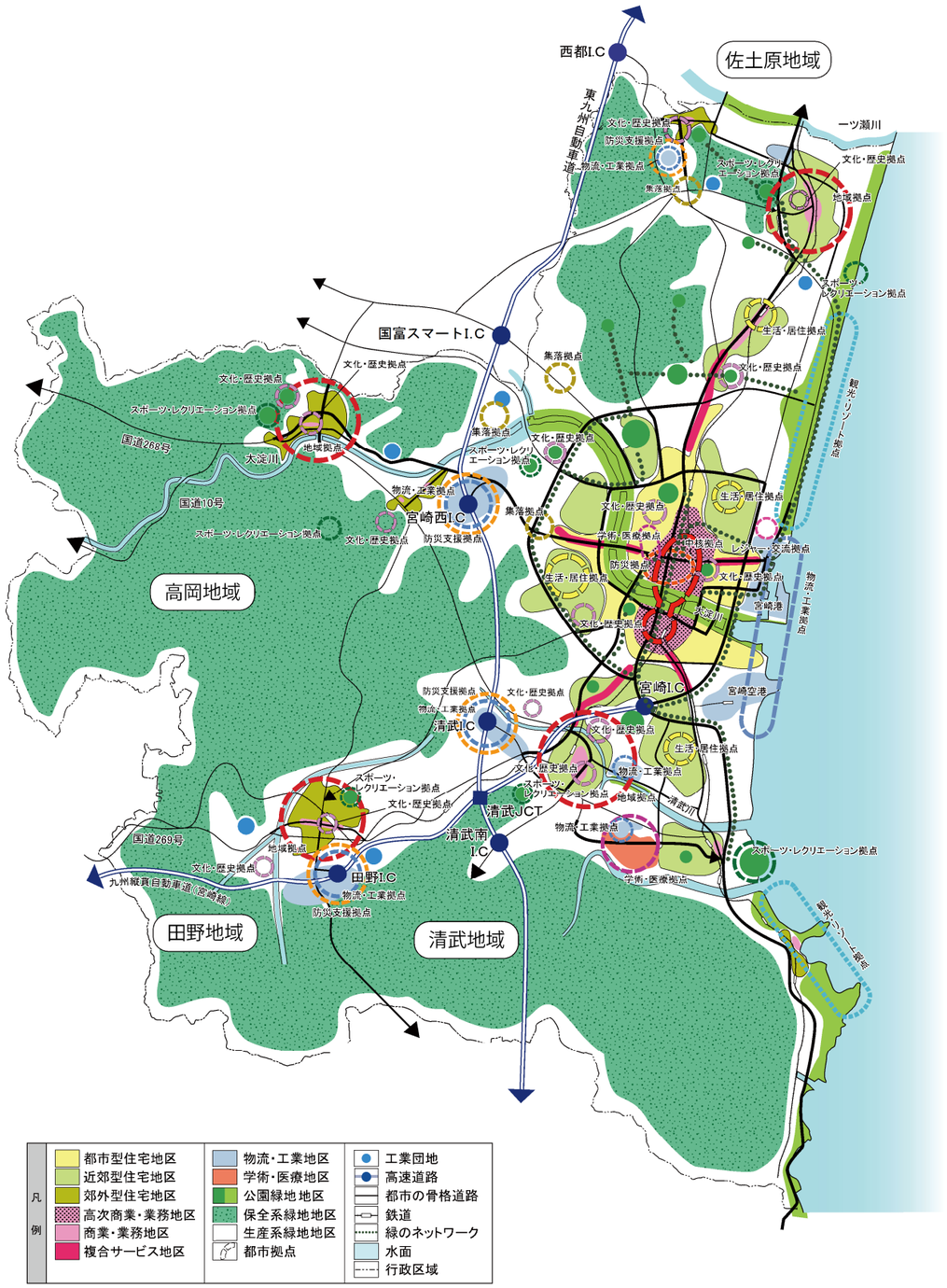


## ② 各地域の総合的な位置付け

平成の合併から時間も経過し、引き続き各地域の担う役割を公民で共有し、浸透させ、継承していくことが重要です。各地域の総合的な位置付けを以下に示します。

なお、「居住」、「商業」、「物流・工業」、「文化」、「防災」の各都市機能に関する各地域の役割と地域間連携のイメージを設定していますが、これについては本編をご参照ください。

### ◆各地域の総合的な位置付け

| 機能区分 | 特性 |
|---|---|
| **宮崎地域** | 多様な高次都市機能が集約した、市の要となる「中枢拠点」 |
| **佐土原地域** | 歴史に育まれ、人と自然が調和した、生活・産業・文化の「北の地域拠点」 |
| **田野地域** | 緑豊かな山並みに囲まれた、生活・産業・文化の「南西の地域拠点」 |
| **高岡地域** | 豊かな緑と歴史に育まれた、生活・産業・文化の「西の地域拠点」 |
| **清武地域** | 都市的環境と自然的環境が調和した、生活・産業・学術の「南の地域拠点」 |

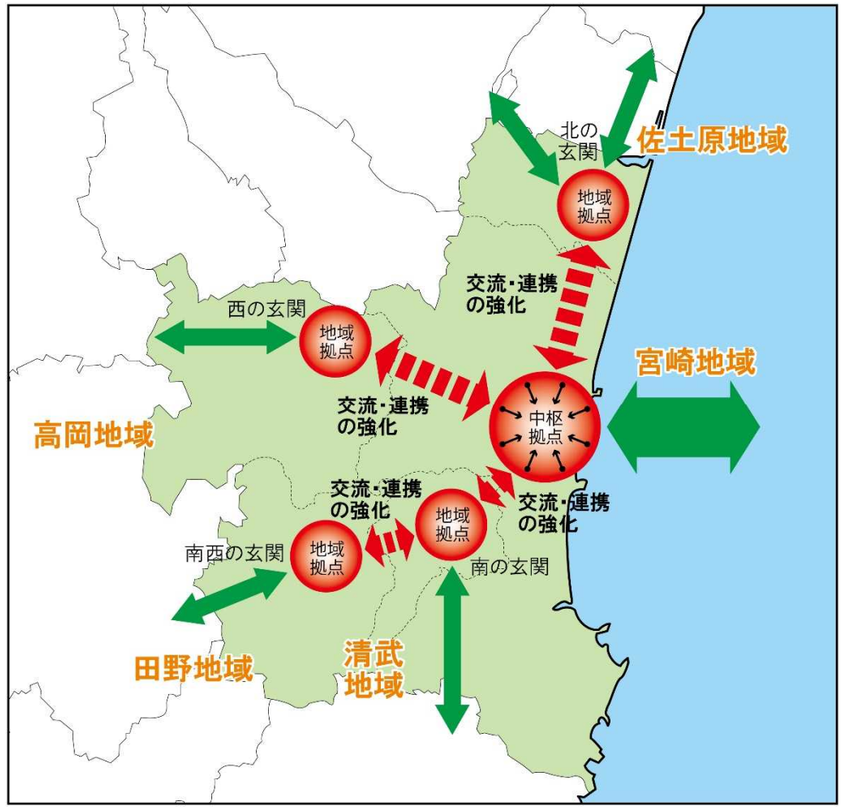

## ③　まちづくりの体系

本都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本的な方針を体系化すると以下のとおりです。

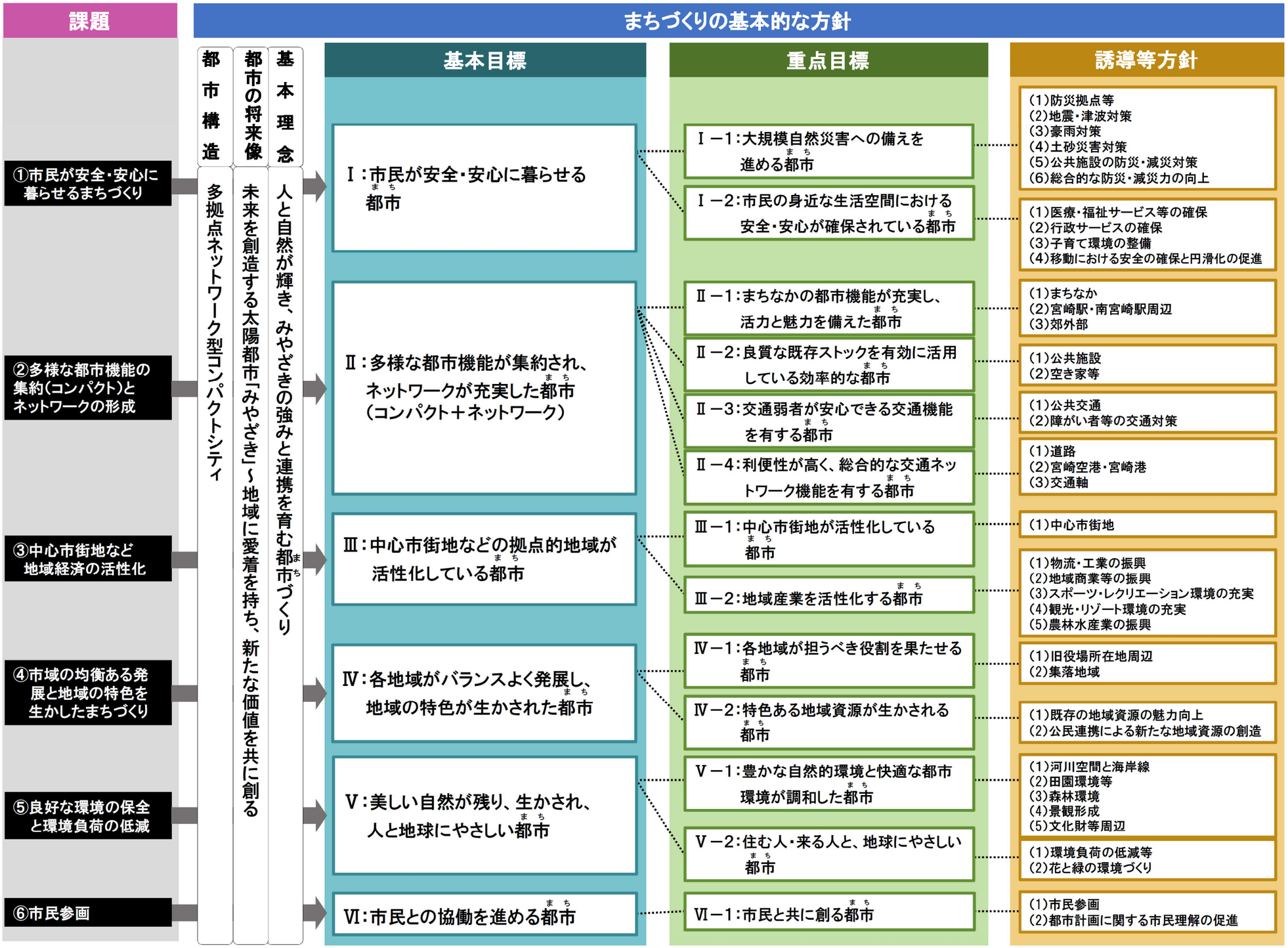

## ④ 目指すまちづくりの基本的な方針

### ◆都市の将来像

上位計画である第五次宮崎市総合計画では、平成３６年の市制施行１００周年という大きな節目を前に、先人のたゆまぬ努力や知恵に培われ、豊かな風土に育まれてきた産業、歴史や文化などの価値をさらに高め、来たるべき新時代にふさわしい未来を切り拓いていくための将来の都市像を設定しています。

本都市計画マスタープランにおいても、同総合計画に掲げられている以下の将来の都市像とまちづくりの基本姿勢を掲げます。

**将来の都市像**

**未来を創造する太陽都市「みやざき」**

**まちづくりの基本姿勢**

**地域に愛着を持ち、新たな価値を共に創る**

### ◆まちづくりの基本理念

まちづくりの課題、将来の都市像を受け、本都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本理念を以下のとおり設定します。

**人と自然が輝き、みやざきの強みと連携を育む都市づくり**

本市の恵まれた豊かな自然と、それに囲まれて暮らす人々が、都市機能が集約した快適な都市環境と心癒される自然的環境の調和の中で、安全・安心にいきいきと暮らすことができ、また、恵まれた気候風土、あるいは「食」「スポーツ」「神話」「花」など、他都市に優る本市固有の強みを生かしながら、人の動き・物の流れを活発化させる都市環境の構築と広く市民や他都市等との連携を持続的に進める都市づくりを目指します。

### ◆目指す都市の姿

本都市計画マスタープランが目指す将来の都市の姿をイメージ図で示します。

※上記イメージ図については最終確定までに更に検討を行います。

上記イメージ図は、概ね以下のような状態を目指しています。

- 市の中心部や合併した地域の中心部、更には鉄道駅周辺に多様な都市機能の集約が図られています。特に中心市街地周辺には、高度な都市機能が集約されるとともに、大規模自然災害に備えて必要な防災機能が整っています。
- 多様な都市機能が集約した地域を取り囲むように住宅地が配置され、多くの人がまとまって住んでいます。
- 都市機能や住宅地がコンパクトに集約した市街地では、医療・福祉施設や公共交通が維持されるなど、高齢者も安心して暮らせる都市環境が持続します。
- 郊外の拠点集落地域においては、その周辺に点在する小規模な集落地域の住民も含めた生活を支える都市機能が維持されます。
- 市の中心部と合併地域の中心部は幹線道路や公共交通によるネットワークの充実・強化により、都市機能の連携・補完が確保されます。また、郊外の小規模な集落地域は、都市機能が集約された拠点集落地域や市街地と道路ネットワークで結ばれるとともに、それぞれの地域の実情に即した公共交通等が確保され、高齢者も安心して暮らせる生活環境が持続します。
- 農地や田園環境が守られるとともに、海岸線や河川空間及び森林の保全と利活用のバランスが保たれ、市全体として自然的環境と都市環境の調和が持続します。

## ⑤ まちづくりの目標と誘導等方針

基本目標及び重点目標及び誘導等方針を、以下のとおり設定します。なお、誘導等方針については項目のみとしますので、具体的な内容については、本編をご確認ください。

### ■基本目標Ⅰ：市民が安全・安心に暮らせる都市

**［基本的方向］**

・あらゆる機関・団体等と連携して、災害から人命を守り、被災しても地域経済・社会が致命的なダメージを受けず、速やかに復旧できる、災害に対して強靭な都市を目指します。

・必要なサービスを身近で受けられる環境の整備を通して、世代や性別、ハンディ等にかかわらず、市民が安全に、かつ、安心して暮らせる都市を目指します。

・公共施設の統廃合や長寿命化に努めるなど、一層の効率的な行財政運営により、行政サービスを持続的に提供できる都市を目指します。

**◆重点目標Ⅰ－1：大規模自然災害への備えを進める都市**

**［基本的方向］**

・大規模自然災害に対しては、「何としても人命を守る」観点から、『避難第一』を基本として、国・県をはじめ関係機関と連携しながら、総合的な防災・減災体制が整った都市を目指します。

・公共施設（ハコモノ・インフラ）の安全性が持続的に維持されている都市を目指します。

**［誘導等方針］（本編参照）**

（１）防災拠点等　（２）地震・津波対策　（３）豪雨対策　（４）土砂災害対策

（５）公共施設（ハコモノ・インフラ）の防災・減災対策

（６）総合的な防災・減災力の向上

**◆重点目標Ⅰ－2：市民の身近な生活空間における安全・安心が確保されている都市**

**［基本的方向］**

・行政機関の関連計画等との整合、及び都市機能の集約と適正配置を基本として、高齢者や子供、障がい者等の安全や、生活しやすい環境が整った都市を目指します。

・長期的視点に立った公共施設の適正な経営により、市民が生活しやすい環境が持続的に整った都市を目指します。

**［誘導等方針］（本編参照）**

（１）医療・福祉サービス等の確保　（２）行政サービスの確保

（３）子育て環境の整備　（４）移動における安全の確保と円滑化の促進

### ■基本目標Ⅱ：多様な都市機能が集約され、ネットワークが充実した都市（コンパクト＋ネットワーク）

**［基本的方向］**

・郊外部は都市構造に大きな影響を与える都市機能の新たな立地を抑制し、多様な都市機能のまちなかや拠点的地域等への集約に努め、市街地の低密度化の抑制などの効果が発揮されるコンパクトな都市を目指します。

・既存ストックの有効活用に努め、経済的・効率的に経営される都市を目指します。

・交通ネットワークが充実した都市を目指します。

**◆重点目標Ⅱ－1：まちなかの都市機能が充実し、活力と魅力を備えた都市**

**［基本的方向］**

・まちなかにおいては、多様な都市機能の集積や快適な都市環境の形成に努め、活力と魅力が持続できる都市を目指します。

**［誘導等方針］（本編参照）**

（１）まちなか　（２）宮崎駅・南宮崎駅周辺　（３）郊外部

**◆重点目標Ⅱ－2：良質な既存ストックを有効に活用している効率的な都市**

**［基本的方向］**

・公共施設（ハコモノ・インフラ）並びに民間施設は、良質な状態に維持しながら適宜・適切に更新が促進されるなど、最適な既存ストックを次世代に継承する都市を目指します。

**［誘導等方針］（本編参照）**

（１）公共施設（ハコモノ・インフラ）　（２）空き家等

**◆重点目標Ⅱ－3：交通弱者が安心できる交通機能を有する都市**

**［基本的方向］**

・高齢者や子供、障がい者等の交通弱者の生活を支える交通網が、安定的に確保されている都市を目指します。

**［誘導等方針］（本編参照）**

（１）公共交通　（２）障がい者等の交通対策

**◆重点目標Ⅱ－4：利便性が高く、総合的な交通ネットワーク機能を有する都市**

**［基本的方向］**

・陸・海・空の交通網の機能分担と連携により、人的交流の促進や物流の円滑化・効率化が図られ、市全体の活性化や経済の好循環を生み出す総合交通体系が整った都市を目指します。

・大規模自然災害が発生しても、陸・海・空の主要な広域交通網が、短期間に復旧し機能する都市を目指します。

**［誘導等方針］（本編参照）**

（１）道路　（２）宮崎空港・宮崎港　（３）交通軸

## ■基本目標Ⅲ：中心市街地などの拠点的地域が活性化している都市

［基本的方向］

・広域的な交流の促進や産業力の向上、雇用の場の創出等を支える拠点的地域については、都市機能の充実や相互連携を強化する都市環境の整備を図るなど、それぞれの拠点的地域が活性化され、市全体に波及する都市を目指します。

### ◆重点目標Ⅲ－１：中心市街地が活性化している都市

［基本的方向］

・中心市街地は本市の顔であり、時代の変化に適応して今後も持続的発展を図るため、多様な都市機能の集積や公共交通の利便性向上、良好な景観の形成等に努め、引き続き高次商業・業務、文化、情報発信等の中心地として活力と魅力ある都市を目指します。

［誘導等方針］（本編参照）

（１）中心市街地

### ◆重点目標Ⅲ－２：地域産業を活性化する都市

［基本的方向］

・各種産業の振興に資する都市機能の充実や良好な都市環境の整備により、これからの産業の立地する拠点的地域の活性化が図られ、かつ各産業間の連携強化により、その波及効果が相乗的に発揮できる都市を目指します。

・様々な分野の産業において、本市の特色や特性、あるいは地域資源等を有効に活用できる都市を目指します。

［誘導等方針］（本編参照）

（１）物流・工業の振興　（２）地域商業等の振興

（３）スポーツ・レクリエーション環境の充実　（４）観光・リゾート環境の充実

（５）農林水産業の振興

## ■基本目標Ⅳ：各地域がバランスよく発展し、地域の特色が生かされた都市

［基本的方向］

・それぞれの地域が担うべき役割を明確にしながら、各地域が持つ特色や地域資源が生かされ、市全体としてバランスが取れた都市を目指します。

### ◆重点目標Ⅳ－１：各地域が担うべき役割を果たせる都市

［基本的方向］

・地域拠点や集落地域等は、地域住民の生活の拠り所であり、また、心の拠り所でもあることから、引き続き地域住民の生活の場として持続できる都市を目指します。

［誘導等方針］（本編参照）

（１）旧役場所在地周辺　（２）集落地域

### ◆重点目標Ⅳ－２：特色ある地域資源が生かされる都市

［基本的方向］

・地域資源等まちづくりを進めていく上での強みを有する地域が点在していることから、強みの充実・強化や新たな地域資源の発掘等に努めるなど、各地域の特色等が強みとして生かされ際立つ、魅力ある都市を目指します。

［誘導等方針］（本編参照）

（１）既存の地域資源の魅力向上　（２）公民連携による新たな地域資源の創造

## ■基本目標Ⅴ：美しい自然が残り、生かされ、人と地球にやさしい都市

［基本的方向］

・自然的環境の保全と利活用のバランスが図られ、自然的環境と都市環境が調和した、美しく宮崎らしい都市を目指します。

・地球温暖化対策や緑あふれる環境づくりを通して、人と地球にやさしい都市を目指します。

### ◆重点目標Ⅴ－１：豊かな自然的環境と快適な都市環境が調和した都市

［基本的方向］

・本市固有の美しい自然的環境と便利で快適な都市環境との調和を、景観を含めて良好な状態で次世代に継承し、心が安らぎ、誇れる都市を目指します。

［誘導等方針］（本編参照）

（１）河川空間と海岸線　（２）田園環境等　（３）森林環境　（４）景観形成

（５）文化財等周辺

### ◆重点目標Ⅴ－２：住む人・来る人と、地球にやさしい都市

［基本的方向］

・多様な交通施策や花と緑あふれる環境づくりなど、人と地球にやさしい都市を目指します。

［誘導等方針］（本編参照）

（１）環境負荷の低減等　（２）花と緑の環境づくり

## ■基本目標Ⅵ：市民との協働を進める都市

［基本的方向］

・都市計画に関する市民理解の促進に努めながら、多様な主体との連携を強める都市を目指します。

### ◆重点目標Ⅵ－１：市民と共に創る都市

［基本的方向］

・まちづくりに関し、市民が自らのこととして向き合い、理解して進める都市を目指します。

［誘導等方針］（本編参照）

（１）市民参画　（２）都市計画に関する市民理解の促進

# 第３章　土地利用の方針

## ①都市拠点の土地利用誘導等方針

| 都市拠点名 | 土地利用の誘導等方針 | 対象地区名等 |
|---|---|---|
| ①中核拠点 | ■「高次商業・業務」「居住」「文化」「情報」「交流」等の多様な都市機能の集積、及び都市空間の高度化や更新等と併せて、良好な市街地景観の形成に努める。<br>■中心市街地活性化に関わる多様な主体との連携・協働を通して、都市文化の創造と発信の拠点づくりにより、本市の顔としての拠点性を更に高め、持続させ、これらの波及効果によって、平面駐車場や空き地等の低・未利用地の解消を目指す。<br>■空き家・空き室等の有効活用に取り組み、「特定空家等」をはじめとする管理不全の空き家等の解消に向けた取り組みを進める。<br>■宮崎駅・南宮崎駅周辺における都市機能の集積及び充実・強化を促進するため、都市計画・建築制度等の有効活用を図るとともに、橘通り・高千穂通りも交通結節点と捉え、公共交通の利便性・快適性の向上により、歩いて暮らせる都市（まち）の拠点づくりを目指す。 | 橘通り周辺、宮崎駅周辺、<br>中村町周辺、南宮崎駅周辺 |
| ②地域拠点 | ■周辺4地域の中心部として、地域住民の居住、日常生活を支える商業・業務、身近な公共公益・文化等の都市機能の集積と維持を図り、これらの都市機能が拡散しないよう、これまでの都市計画を継続し、周辺4地域中心部の拠点性の持続を目指す。<br>■総合支所庁舎をはじめとする防災関連施設の機能強化や、防災に関するインフラ等の整備に努めるなど、市中心部の防災拠点と連携した地域防災拠点としての都市機能の充実・強化を目指す。 | 佐土原駅周辺、田野駅周辺、<br>高岡総合支所周辺、<br>清武駅周辺 |
| ③生活・居住拠点 | ■住環境や居住者の生活利便性の向上を目指したインフラ等の整備に努め、周辺環境と調和した低層で良好な住宅市街地を目指す。 | 住吉、檍、大塚、赤江、本郷 |
| ④集落拠点 | ■住民の日常生活を支える都市機能を備えた拠点集落として、医療・福祉等の都市機能の維持・向上等を目指す。<br>■既存の都市機能の地区外移転等の抑制や生活関連インフラ等の整備に努める。<br>■居住機能については、一定エリア内において新たな集合立地を認め、田園環境と調和した持続可能な拠点集落を目指す。 | 生目、倉岡、瓜生野、那珂 |
| ⑤学術・医療拠点 | ■学術・医療の機能を現在地で持続的に発揮できるよう、関係機関等とも連携し、必要とされるインフラをはじめ、周辺環境の整備等に努める。 | 宮崎学園都市周辺、<br>宮崎公立大学周辺、<br>宮崎県立宮崎病院周辺 |
| ⑥文化・歴史拠点 | ■宮崎市福祉文化公園、宮崎市文化の森、宮崎県総合文化公園においては、施設の充実や周辺環境の整備、長期的視点に立った新たな魅力づくりなど、広域的・中核的な文化の拠点として、その機能の向上と持続を目指す。<br>■周辺4地域において、中心部の文化施設の充実や周辺環境の整備を行うなど、地域密着型の文化の拠点として、その機能の向上と持続を目指す。<br>■歴史的な遺跡や資源を生かした施設の充実や周辺環境の整備を行うなど、地域独自の歴史に関する情報発信の場や、交流・体験の場としての拠点性の維持・向上を目指す。 | 大坪、宮崎駅東、神宮、<br>佐土原総合支所周辺、<br>田野総合支所周辺、<br>高岡総合支所周辺、<br>清武総合支所周辺、<br>生目古墳群周辺、<br>蓮ヶ池史跡公園周辺、<br>佐土原城跡公園周辺、<br>本野原遺跡周辺、<br>穆佐城跡周辺、天ケ城跡周辺、<br>安井息軒記念館周辺、<br>上猪ノ原遺跡周辺 |
| ⑦観光・リゾート拠点 | ■景観を含めた周辺環境の整備・向上と併せて、「食」や「歴史」等と連携した新たな観光魅力を創出と、周辺地域の適正な土地利用の誘導を図り、個性的で魅力とにぎわいのある観光・リゾート環境の一層の強化・充実に努める。<br>■青島地区は、観光・リゾート環境の保全や移住促進等の観点から、空き家等の有効活用及び管理不全の空き家等の解消に向けた取り組みを進める。 | 青島地区周辺、<br>一ツ葉地区周辺等 |
| ⑧スポーツ・レクリエーション拠点 | ■各種スポーツ・レクリエーション施設の充実や周辺環境の整備を行うなど、スポーツ・レクリエーションを通した市民の健康増進や癒しと交流、スポーツ振興等の拠点として持続できるよう、スポーツ・レクリエーション機能の充実・強化を目指す。<br>■生目の杜運動公園周辺、清武町総合運動公園、宮崎県総合運動公園周辺については、広域的なスポーツの拠点並びにプロスポーツのキャンプを通した観光の拠点として、一層の魅力向上等に努める。<br>■防災計画等に位置付けられた公園は、大規模自然災害時などにおける避難、受援基地等としての役割も考慮した施設の整備、機能の充実・強化に努める。 | 生目の杜運動公園周辺、<br>宮崎県総合運動公園周辺、<br>久峰総合運動公園周辺、<br>田野総合運動公園周辺、<br>天ケ城運動公園周辺、<br>清武町総合運動公園周辺、<br>瓜田ダム周辺、<br>石崎の杜歓鯨館周辺 |
| ⑨物流・工業拠点 | ■物流・工業拠点の機能を発揮できるよう、周辺環境等への影響に配慮しながら、適正な土地利用の誘導に努め、必要なインフラ等の整備に努める。 | 宮崎港周辺、宮崎空港周辺、<br>宮崎西IC周辺、<br>宮崎テクノリサーチパーク周辺、<br>田野IC周辺、清武IC周辺、<br>尾ノ下工業団地周辺、<br>宮崎学園都市ハイテクパーク周辺 |
| ⑩レジャー・交流拠点 | ■引き続き、既存の複合型商業機能と周辺環境との調和に努めるとともに、宮崎駅及び中心市街地等との交流促進に努める。 | 新別府 |
| ⑪防災拠点 | ■防災拠点としての機能を発揮できるよう、行政庁舎の耐震化や長寿命化など、公共施設の充実・強化や不足する機能の補充、更には情報基盤など防災上必要とされるインフラ等の整備に努める。 | 橘通り周辺、宮崎駅周辺 |
| ⑫防災支援拠点 | ■防災支援拠点としての機能を発揮できるよう、必要な都市機能の誘導や周辺環境の整備に努める。 | 宮崎西IC周辺、田野IC周辺、<br>清武IC周辺、<br>宮崎テクノリサーチパーク周辺 |

## ②ゾーン別の土地利用誘導等方針　（1）都市的土地利用（主に市街化区域・用途地域内）

| 区分 | ゾーン名 | 土地利用の誘導等方針 |
|---|---|---|
| 住居系 | 都市型住宅地区 | ■ 多様な都市機能の集積効果により、各種都市サービスを身近に享受できる、利便性が高く快適な居住環境を有する市中心部の住宅市街地として、中心市街地周辺では中・高層、高密度な土地利用、その周辺においては低・中層、低・中密度の土地利用を誘導。<br>■ 幹線道路沿道においては、住宅と併せて周辺環境と調和した店舗や事務所など、沿道サービス型施設の立地を誘導。<br>■ 密集市街地や、生活道路・公園等のインフラが十分に整備されていない地域においては、建物の不燃化・耐震化や更新、狭隘道路の拡幅や公共空地の確保等により、都市防災機能の強化と居住環境の改善に努める。<br>■ 適正なインフラの維持管理や利便性の高い公共交通サービスの維持に努め、快適・便利な都市型居住機能の持続を目指す。 |
| | 近郊型住宅地区 | ■ 周辺の自然的環境と調和した緑豊かな、ゆとりある住宅市街地として、低・中層、低・中密度の土地利用を誘導。<br>■ 周辺地域を含めた住民の日常生活や地域経済を支える店舗・事務所等の立地については、交通や周辺環境等への影響に配慮しながら、幹線道路沿道や住宅団地のセンター地区等への集約に努める。<br>■ 適正なインフラの維持管理や拠点地区とを結ぶ公共交通サービスの維持に努め、良好な近郊型居住機能の持続を目指す。 |
| | 郊外型住宅地区 | ■ 豊かで良好な自然的環境と調和した、ゆとりと趣きのある住宅市街地として、低層、低密度の土地利用を誘導。<br>■ 周辺地域を含めた住民の日常生活や地域経済に密着した店舗・事務所等の立地については、交通や周辺環境等への影響に配慮しながら、地区中心部や幹線道路沿道への集約に努める。<br>■ 適正なインフラの維持管理や日常生活を支える公共交通サービスの維持に努め、良好な郊外型居住機能の持続を目指す。 |
| 商業・業務系 | 高次商業・業務地区 | ■ 南九州の中核都市として、都市機能が充実した都市（まち）の顔を形成するため、高次の商業・業務機能の集積地となるよう、中・高層、高密度の複合的な土地利用を誘導。<br>■ 芸術・文化や飲食・娯楽・アミューズメント等の機能集積を促進し、広域の交流拠点としての機能向上に努める。<br>■ 都市機能の集約を図り、土地利用の高度化・複合化促進のため、用途地域・容積率の見直しなど、適宜・適切な都市計画手法等の導入に取り組む。<br>■ 空き家・空き室等の既存ストックの有効活用により、商業・業務機能の集積に努める。<br>■ 公共交通の利用環境の向上や、駐車場の集約・立体化等の促進に努めるなど、アクセスと回遊しやすいまちなか環境の向上を図り、中心商業・業務地としての利便性・快適性の増進と魅力向上に努める。 |

| 区分 | ゾーン名 | 土地利用の誘導等方針 |
|---|---|---|
| 商業・業務系 | 商業・業務地区 | ■ 周辺地域の活力を維持する商業・業務地として、低・中層、低・中密度の土地利用を誘導。<br>■ 周辺地域に対するサービスを中心とした商業・業務機能の集積の促進を図り、生活利便性の維持に努める。 |
| | 複合サービス地区 | ■ 沿道型の商業・業務系及び工業系の土地利用を誘導。<br>■ 一定規模以上の集客施設が立地する際は、交通や周辺地域の生活環境に対して、適切な配慮がなされるよう指導に努める。 |
| 物流・工業系 | 物流・工業地区 | ■ 宮崎空港、宮崎港周辺においては、物流・工業機能の集積を図り、合併地域は、既存の工業系用途地域への物流・工業機能の集積を誘導。<br>■ それぞれの工業系用途地域に適合した物流・工業地区としての土地利用を誘導。<br>【市街化調整区域・用途地域無指定区域（田野都市計画区域）】<br>■ 既存の工業団地周辺については、周辺環境とも調和した物流・工業機能以外は、農政とも連携して抑制。 |
| 学術・医療系 | 学術・医療地区 | ■ 学園都市の機能向上のため、学術・医療機能を中心に、居住や商業・業務機能、研究開発型産業等との複合的な土地利用を維持。<br>【市街化調整区域】<br>■ 学術・医療機能の強化・充実に資する土地利用以外は抑制。 |

## ②ゾーン別の土地利用誘導等方針　（2）自然的土地利用（主に市街化調整区域・用途地域無指定区域・都市計画区域外等）

| 区分 | ゾーン名 | | 土地利用の誘導等方針 |
|---|---|---|---|
| 自然系 | 生産系緑地地区 | 既存集落区域 | 基本原則：伝統的な集落地としての環境を保全。<br><br>■伝統的な集落地として、法令等に適合する都市的土地利用については、周辺環境との調和に配慮しながら適正に誘導。<br>■農政事業等も活用しながら、地域住民との連携・協力のもと、田園環境の保全や生活道路の整備、防災対策等、良好な居住環境の形成に努めるなど、集落の機能維持を目指す。<br>■医療及び福祉機能、並びに医療・介護連携機能については、法令等に基づく行政機関の関連計画等と整合するものについて、地域包括ケアシステム等との整合を図り、その圏域等を考慮した各種機能の誘導や更新に取り組み、生活弱者の日常生活を支える各種サービスが、身近な生活空間で享受できる環境の確保を目指す。<br>■行政機関の関連計画等と整合し、農林漁業や観光の振興、移住促進など、地域の活力や居住環境の維持の観点から、一定の拠点性を有し、その効果が特に期待される集落については、空き家等の有効活用に対する支援等を検討。 |
| | | 農地保全区域 | 基本原則：農地を保全。<br><br>■優良農地の区域においては、農業基盤の充実・強化に努め、都市的土地利用は行いません。なお、雇用創出など地域活性化や地場産業の振興等の観点から、特に必要と認められる場合には、周辺環境との調和に配慮しながら、優良農地における都市的土地利用を検討。 |
| | | その他の区域 | 基本原則：田園環境を保全。<br><br>【市街化調整区域】<br>1　原則として、法令等に適合しない集団的な住居系開発（土地区画整理事業を含む。）及び商業系開発を抑制。<br>2　集落拠点については、災害発生の危険性がある区域を除く一定のエリア内において、周辺環境との調和に配慮しながら地区計画を活用した集団的な住居系開発を誘導。<br>3　以下に示す誘導適地及び誘導要件に適合する場合に限り、地区計画の導入を図るなど、周辺の土地利用や環境との調和を図りながら、新たな都市機能の立地を誘導。<br>（1）誘導適地<br>1）「海の回廊」及び「山の回廊」に囲まれた区域<br>2）高速道路IC周辺や幹線道路沿道等の交通アクセス利便地<br>3）物流・工業拠点及び既存の工業団地周辺<br>4）「観光・リゾート拠点」周辺 |

| 区分 | ゾーン名 | | 土地利用の誘導等方針 |
|---|---|---|---|
| 自然系 | 生産系緑地地区 | その他の区域 | （2）誘導要件<br>1）市の経済的発展や雇用創出等に資する物流･工業系の土地利用（（1）4）への立地は不可）<br>2）農林水産業の振興や当該産業を支える機能の充実・強化、農商工連携及び、観光・地場産業の活性化等の推進に資する土地利用で、分散立地する既存施設の集約等による土地利用の効率化・高度化や低・未利用地の有効活用等が図られる場合<br>3）上記1）及び2）はいずれも開発に係る関係行政機関等との調整が整うことが確実であること<br>4　以下に示す土地利用については、行政機関の関連計画等に位置付けられるなど、当該計画との整合が図られ、かつ、開発に係る関係行政機関等と調整が整うことが確実な場合は、地区計画の導入を図るなど、周辺環境等との調和に配慮しながら適正な土地利用を図る。<br>（1）3（1）の誘導適地を除く区域に立地する3（2）に示す土地利用<br>（2）広域的な機能を有する公共公益施設<br><br>【用途地域無指定区域（田野都市計画区域内）<br>・　準都市計画区域】<br><br>■法令等に適合する都市的土地利用については、周辺環境との調和に配慮しながら適正に誘導。<br><br>【都市計画区域外】<br><br>■高速道路IC周辺や幹線道路との良好なアクセス環境を有する物流・工業適地については、周辺環境との調和に配慮しながら、本市の経済的発展や雇用創出等に資する物流・工業機能を適正に誘導。 |
| | 保全系緑地地区 | 森林区域 | 基本原則：森林環境を保全。<br>■法令等に適合する都市的土地利用については、「生産系緑地地区」の「その他の区域」と同様の方針で誘導。なお、この場合、雨水の流出抑制や緑地率の確保など、法令等に基づき、防災や周辺環境への影響低減、良好な景観の維持等の観点から、適切な指導に努める。<br>■資源の活用に伴う森林伐採後は、災害防止等の観点から、諸制度等も活用しながら、可能な限り早期に復元できるよう、地権者等との連携強化等に取り組むとともに、関係機関等とも連携しながら、違法伐採等を防止する体制の強化を推進。 |
| | | 緑地保全区域 | 基本原則：法令等に基づき自然的環境を保全又は活用。<br>■自然的環境の保全を最優先とし、法令等に適合する都市的土地利用については、周辺環境との調和に配慮しながら適正に誘導。 |

※本市の経済的発展につながり、法令等に基づく関連計画等と整合する拠点的整備事業（商業・住居系を除く）については、P12・13に適合しない場合でも、誘導を図る場合がある。

# 第４章 都市施設、交通、防災及び景観に関する方針

都市施設、交通、防災及び景観に関する基本的な考え方を以下のとおり設定します。なお、整備等方針については項目のみとしますので具体的な内容については、本編をご確認ください。

## ①都市施設

### （１）道路（交通施設）

**［基本的な考え方］**

1）ネットワーク形成

①広域幹線道路ネットワーク

- 広域的な物流・観光や経済活動等の効率化・活性化等を支える広域幹線道路ネットワークの形成を推進。

②環状道路ネットワーク

- 中心市街地周辺及び市街地流入部の交通の効率化と交通混雑緩和を促進する、環状道路ネットワークの形成を推進。

③都市内道路ネットワーク

- 各都市拠点等へのアクセス性に優れ、誰もが安全で円滑に移動できる総合的な都市内道路ネットワークの形成に取り組む。

④歩行者・自転車道ネットワーク

- 安全で快適な歩行者・自転車道ネットワークの形成に取り組む。

2）幹線道路の機能

①機能分担の考え方

- 自動車交通を円滑に流す「トラフィック機能」を重視すべき道路と、沿道の建物等への「アクセス機能」を重視すべき道路の機能を考慮し、機能に応じた整備促進、効率的な道路空間確保に努める。

②機能配置の考え方

- トラフィック機能重視道路は、高速道路、放射状道路並びに内環状線・外環状線等の環状道路、アクセス機能重視道路は、都市幹線街路・補助幹線街路等とする。

3）社会経済情勢の変化への対応

①長期未着手都市計画道路

- 都市計画決定後、長期間事業未着手の路線は、廃止も含めた検討を進める。

②老朽化対策並びに適正な整備・維持管理

- 計画的な維持管理や、「宮崎市公共施設等総合管理計画」の経営方針に即して、将来に亘って良質な道路ストックの次世代への継承に取り組む。
- より一層の効率的な道路管理に取り組む。

③交通弱者への対応

- 少子超高齢社会に対応して、高齢者や児童・生徒、障がい者など、交通弱者が安心して移動できる道路環境の充実・強化に取り組む。

④自転車の利用促進

- 『誰もが「安全」で「快適」に「楽しく」自転車を利用できるまちの実現』に取り組む。

⑤道路空間の多様な利活用

- 民間による道路空間の多様な利活用の促進により、交流人口の拡大や地域経済活性化策を検討。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）広域幹線道路ネットワーク　2）環状道路ネットワーク　3）都市内道路ネットワーク
4）防災道路ネットワーク　5）生活道路　6）交通弱者への対応　7）自転車利用環境
8）道路空間の良好な環境の確保　9）新技術の活用

### （２）駐車場（交通施設）

**［基本的な考え方］**

1）公民連携による駐車場等の確保

- 必要な箇所に必要な規模の駐車場及び駐輪場を確保することを目指す。

2）中心市街地等における駐車場

- 中心市街地周辺やまちなかにおいては、駐車場の立体化や分散する小規模駐車場の集約化など、利便性の高い駐車環境の構築に努める。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）法令等の適正な運用による駐車場の確保　2）社会経済情勢の変化への対応

### （３）公園・緑地等

**［基本的な考え方］**

1）緑の保全と創出

- 「宮崎市緑の基本計画」に基づき、総合的な公園・緑地等の保全と創出に取り組む。
- 市民ニーズの多様化・高度化に対応した公園・緑地等の保全と創出、更には災害への対応力も含めた機能の充実・強化に取り組む。
- 宮崎らしい魅力ある景観づくりを推進し、交流人口の拡大を目指す。
- 公共施設や幹線道路など、公共空間の緑化を積極的に推進。

2）緑の育成と公民連携

- 民有地では、公共空間と一体性・連続性のある花と緑の空間づくりを促進。
- 花と緑のまちづくりを進める団体等への支援や次世代を担う子供達の育成を推進。また、花と緑に係る多様な公民連携の推進により、花と緑豊かな地域づくりや交流の促進を目指す。
- 民間と連携した都市公園の管理など、都市公園の多様な運営等のあり方を検討。

3）社会経済情勢の変化への対応

- 総合的・戦略的な整備と維持管理を推進し、将来に亘って良質な公園・緑地ストックの次世代への継承に取り組む。
- 「公園愛護会」の組織化を促進するなど、地域住民等との連携を更に推進し、公園・緑地等のより一層の効率的な維持管理に取り組む。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）緑の適正配置とネットワーク形成　2）森林・樹林地（自然系緑地）の保全等
3）公園・緑地等（施設系緑地）の整備等　4）民有地の緑化　5）緑化重点地区等

### （４）上下水道（供給処理施設）

**［基本的な考え方］**

1）上下水道

- 市民生活に欠かせない上下水道を将来に亘って持続できるよう、安定した事業経営の確立。

2）上水道

- 良質で安定した水の供給に努めるため、管路や浄水場等の水道施設の計画的な整備・更新を推進。

3）下水道（汚水）

- 生活排水対策を推進し、快適で衛生的な生活環境の確保を図るとともに人口減少や水需要の減少等を総合的に勘案しながら、下水道施設の計画的な改築・更新や耐震・耐津波化を推進。

## ①都市施設

4）下水道（雨水）
- たびたび浸水被害が発生している地域においては、有効な雨水排除対策を検討し、関係機関と連携しながら計画的に浸水被害の軽減に努める。

5）社会経済情勢の変化への対応（上下水道）

①老朽化対策並びに適正な維持管理
- 計画的・戦略的な上下水道施設の整備と維持管理を推進する。

②地震津波対策
- 計画的な上下水道施設の地震津波対策を推進するとともに、広域被災に備え、関係団体や広域的に他自治体等との連携強化に取り組む。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）安全で安定したライフラインの構築　2）災害に強く、暮らしを支える「生活基盤の充実」
3）環境対策及びエネルギー対策の推進

### （５）廃棄物処理施設（供給処理施設）

**［基本的な考え方］**

1）一般廃棄物・産業廃棄物
- 公民の適正な役割分担により、ごみの減量やリサイクルを推進し、循環型社会の形成を目指す。

2）社会経済情勢の変化への対応
- 「宮崎市災害廃棄物処理計画」（平成28年10月）に基づき、災害廃棄物の計画的な対応策の準備に取り組む。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）廃棄物処理施設の適正管理と計画的な整備　2）効率的な廃棄物処理

## ②交通

### （１）公共交通

**［基本的な考え方］**

1）持続可能な公共交通等の確立
- 自動車に過度に依存しない、人と環境にやさしいまちづくりを目指し、多様な主体との連携により、持続可能な公共交通の確立に向けた取り組みを推進。
- 市街地人口密度の維持・向上や交流人口の拡大を推進するとともに、公共交通の利便性の向上、利用環境の充実に取り組み、公共交通の持続的な利用促進を目指す。
- 公共交通空白地・不便地については、地域主体の地域公共交通のあり方を検討し、また、多様な主体とも連携し、超高齢社会の進展に適応した地域の移動手段の確保に努める。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）バス　2）鉄道　3）地域公共交通　4）障がい者の移動環境

### （２）交通結節機能（総合交通体系）

**［基本的な考え方］**

1）本格的な高速・広域交通への対応
- 将来を見通した高速・広域交通体系の充実・強化に取り組み、インバウンド（外国人観光客）をはじめとする交流圏域の拡大を推進。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）交通結節機能の充実・強化　2）交流人口の適切な誘導等

## ③河川・水路等

**［基本的な考え方］**

1）これからの浸水対策のあり方
- 排水能力以上の規模の降雨が発生することも想定し、常に減災の視点に立って、避難に関するソフト施策と連携した浸水対策を推進。
- 河川・水路等の計画的・戦略的な整備と維持管理を推進。
- 森林・緑地や農地等については、原則として維持・保全を図るとともに、開発行為や林地開発においては、技術基準に基づく調整池の設置や森林率の確保など、雨水の流出抑制や保水対策等に取り組み、水害の軽減に努める。

2）社会経済情勢の変化への対応
- 生物多様性の確保や気象緩衝機能を有する空間などとして、水辺環境の機能充実・向上を目指す。
- 限られた財源を有効に活用しながら、地域住民等との連携を更に推進し、河川・水路等のより一層の効率的な維持管理に取り組む。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）バランスの取れた整備　2）計画的・効率的な雨水対策　3）　地震・津波対策等
4）適正な維持管理等

## ④防災

**［基本的な考え方］**

1）総合的な防災・減災対策
- 早期に復旧・復興に向けた環境・体制が整えられ、地域経済・社会が致命的なダメージを受けないよう、総合的な防災・減災のまちづくりに取り組む。
- 避難を最優先としたソフト対策との連携により、ハード整備だけに頼らない防災・減災対策を推進。
- 「防災拠点」としての市中心部、「地域拠点」としての周辺4地域の中心部については、ハード・ソフト両面から防災・減災機能の充実・強化を推進。
- 様々な媒体・手法を活用し、ハード・ソフト両面から、災害関連情報の提供体制の充実・強化に取り組む。

2）公民連携の推進
- 地域における自主防災組織の結成並びに育成強化を促進するとともに、大規模自然災害に伴う災害がれきの撤去や処分、路上施設等の復旧、道路の啓開、資機材の備蓄・提供等に関し、日頃から多様な主体との連携を強化し、事前防災を推進。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）地震・津波災害　2）豪雨・土砂災害　3）都市防災

## ⑤景観

**［基本的な考え方］**

1）宮崎市景観計画に基づく総合的な景観形成
- 「宮崎市景観計画」（平成25年12月変更）に基づき、公民連携を基本として、市全域を対象に総合的な景観形成に取り組む。
- 重点的に良好な景観の形成を図っていくべき地域等については、地域特性に応じたきめ細かな景観誘導策に取り組む。

**［整備等方針］（本編参照）**

1）宮崎市らしさの創出と人的交流の促進　2）公民連携